

2025年度自己点検・評価シート
(グローバル教養学部)

基準1(グローバル教養学部)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
101	評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。	A	(1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。	A	グローバル教養学部では、教育研究目的（人材養成目的）を「本学の教育理念「For Others」のもと、複雑化・多様化する国際社会において、自立した市民として時代や環境の変化に対処するための力、すなわちグローバルな教養を身に付け、異なる文化や価値観をもつ人々と共生・協働し、国際社会の発展とイノベーションの推進に主体的に貢献できる創造的な人材を養成する。」と定め、大学学則第2条の2に明示している。 また、グローバル教養学部の教育研究目的（人材養成目的）に基づき、国際社会学科、心理コミュニケーション学科、文化表現学科の人材養成目的も定めている。			(基礎要件) 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 (基礎要件) 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を学則等に規定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的は、3つの方針に上位するものである。したがって、修士課程・博士課程・専門職学位課程それぞれ別個に定める方針との関係が明確でないなどの場合は、再検討を求める旨を概評に記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
			(2) 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。	A	グローバル教養学部の教育研究目的（人材養成目的）及び各学科の人材養成目的は『学生要覧』に掲載し、学生、教職員に周知している。 大学公式サイトにも、グローバル教養学部の教育研究目的（人材養成目的）及び各学科の人材養成目的を掲載し、社会への周知を図っている。 受験生に対しては、『大学案内』に掲載し、理念・目的の理解向上に努めている。 【大学公式サイト】 https://www.ferris.ac.jp/academics/purpose/				
102	評価項目② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。	A	(1) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。	A	中期計画2026-2028を策定した。これに基づき、人材像「自らが生きる舞台を見つけ、表現のよろこびを育み、周囲を生き活きとさせる女性」を輩出し、現代社会の要請に応えていく。				■中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2025年度版） ・大学公式サイト
			(2) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。	A					

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	グローバル教養学部は、本学の目的及び使命に基づき、「本学の教育理念「For Others」のもと、複雑化・多様化する国際社会において、自立した市民として時代や環境の変化に対処するための力、すなわちグローバルな教養を身に付け、異なる文化や価値観をもつ人々と共生・協働し、国際社会の発展とイノベーションの推進に主体的に貢献できる創造的な人材を養成する」ことを教育研究目的（人材養成目的）として定め、これを実現するため、国際社会学科、心理コミュニケーション学科、文化表現学科を設置している。				■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	教育研究組織に関わる事項について、グローバル教養学部では、2026年度第3回グローバル教養学部主任等会議（2026年5月21日開催）及び2026年度第3回グローバル教養学部教授会（2026年6月3日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A					

大学基準4 教育・学習

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
401	評価項目① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。	A	(1) 学位授与の方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。	A	■学生要覧、大学案内、大学公式webサイトに各学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明記している。【学生要覧、大学案内、大学公式webサイト】			(基礎要件) 学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針の設定・公表 ・ 学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針を原則として授与する学位ごと（分野と学位課程種）に設定していない場合は是正勧告として指摘する。 ・ 上記方針をホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科、研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、提言の対象としない。	■学位授与の方針を公表しているウェブサイト ・ 大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・ 大学公式サイト 国際社会学科の人材養成目的及び三つの方針 ・ 大学公式サイト 心理コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 ・ 大学公式サイト 文化表現学科の人材養成目的及び三つの方針 ■履修要覧、シラバス ・ 学生要覧 ・ シラバス検索画面 ■大学案内
402	評価項目② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。	A	(1) 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 ※ 具体的な例 ・ 授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開設。 ・ 各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。 ・ 学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。 ・ 学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。	A	■全学科で導入教育科目「学科の学び」「導入ゼミ」を設け、各年次に必修となるゼミ科目を配置する。【学生要覧】 ■カリキュラム・マップでは、主要授業科目を示すとともに、授業科目の位置づけやレベルコードが分かるように記載している。【学生要覧】 ■各科目のシラバスには、到達目標のほか、科目種別ごとの単位数に応じて、必要な教室外学習時間及び事前・事後の学習方法等を記載している。【シラバス】			■履修要項、シラバス※ ・ 学生要覧 ・ 大学院要覧 ・ シラバス検索画面 《参考》 ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。※ 《参考》 ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。※	

403	評価項目③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。 また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。	A	(1) 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。	A	■本学部のDPでは「課題発見・解決能力」と「協働力」を中核的な学習成果として掲げており、これらの達成に向けて、1年次から段階的に少人数演習を配置している。アクティブ・ラーニング型授業の導入により、学生の主体的参加を促している。効果の検証としては、毎学期の授業評価アンケートに加え、ルーブリックを用いた評価を実施しており、課題解決能力の向上が確認されている。また、結果をFD研修にフィードバックし、授業改善に継続的に取り組んでいる。 【学生要覧、シラバス】				■授業期間、単位計算及び履修登録単位 の上限を定めた学則等の資料 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧
			(2) I C T を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。	A	■一定の要件を設け、大学教務委員会にて審議し、教育効果の観点から有効であると認められた場合に遠隔授業を実施している。遠隔授業の活用により、動画や双方向ツールを用いた多様な学習形態の実現、学生の主体的な学習意欲の向上といった効果が得られている。【大学教務委員会資料】				■履修要項、シラバス※ ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 <修士課程、博士課程> ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料※ ・大学院要覧
			(3) 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。 ※ 具体的な例 ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。 ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。 ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。	A	■英語科目、情報系科目においては、習熟度別クラス編成としている。【学生要覧】 ■1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。【学生要覧】 ■授業内外における学生の主体的な学習を促進するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学習の指示を行っているほか、課題に対するフィードバックの方法も明示している。【シラバス】 ■シラバスは担当部署において点検を行い、カリキュラムとの整合性を担保している。【シラバスの点検について】 ■各学期始めに各科目責任者による履修相談及びアカデミック・アドバイザーによる面談を通じ、履修や学習のための指導の機会を担保している。【履修相談、AA面談周知文書】				《参考》 ■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。※ ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果

404	評価項目④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。	A	(1) 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。	A	■成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【学生要覧、シラバス】 ■学士課程においては厳正な評価を行うことを目的としてガイドラインを定め、S・A評価の割合を50%以内としている。【学生要覧】 ■卒業要件は、学生要覧に明記している。【学生要覧】			(基礎要件) 単位制の運用 ・ 授業外を含め、学習時間が十分に確保しえない教育課程の設計であり、単位計算又は授業期間の設定に係る問題といえる場合は、事例に応じて改善課題又は是正勧告として指摘する。 例) ・ 単位の計算に関し、想定される学習時間が1単位当たり45時間を標準とする考え方に照らして適切でない場合。 ・ 想定された学習時間を確保する観点から、授業期間が適当でない場合。 ・ 履修登録単位の上限設定※1に関し、上限設定していても、その上限値が高く、学生の学習量を十分に考慮してないと判断される場合や、例外を設けており、かつ実態として上限を超えて履修している学生が過多であるなど※2、単位制度の実質化の措置が実質上機能していないと認められる事実が判明した場合は、改善課題として指摘する（編入学生も同様）。 ※1 単位の過剰登録により、学習時間が十分に確保できない事態を防ぐための措置。《上限設定と単位数の関係》 大学設置基準では1単位当たり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすると記されている（第21条第2項）。例えば、2学期制をとり、15週で授業を構成する大学が年間50単位（半期25単位）を上限として設定した場合、単純に計算すれば、1週間の学習量は $45 \times 25 \div 15 = 75$ 時間、1日の学習量は例えば、 $75 \div 7 \text{日} = 10.7$ 時間、 $75 \div 5 \text{日} = 15$ 時間に相当する量となる。 ※2 例としては下記： ・ 履修登録単位の上限を設定していても、一部の科目を対象外としている。 ・ 卒業予定年次の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている。 ・ 成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている。その他、学内の規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・ フェリス女学院大学学則 ・ フェリス女学院大学大学院学則 ・ 学位規則 ・ 学生要覧 ・ 大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料* ・ 学生要覧 ・ 大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料* ・ 学生要覧 ・ 大学院要覧 《参考》 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。* ＜修士課程、博士課程＞ ■学位論文審査基準を学生に示している資料* ・ 大学院要覧
			(2) 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。	A	■成績評価基準は学生要覧に定めており、成績評価基準及びシラバスに定める成績評価方法に照らし、具体的に根拠に基づく確認事項がある場合には「成績評価確認願」を提出する制度を設けている。【学生要覧】				
			(3) 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。	A	■既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。【大学学則、学生要覧】 ■実践的な能力としては、技能審査の合格による単位認定を検定の種類やレベルに応じて適切に行っている。【学生要覧】				
			(4) 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。	A	■最終学年では卒業論文・卒業制作・卒業研究などの形で4年間の学びを総括し、学則及び学位規則に基づく卒業要件を修得したものに学位を授与する。【大学学則、学位規則】			(基礎要件) 既修得単位の認定（基本情報一覧と対応無し） ・ 既修得単位として認定する単位数の上限が、設置基準で認められている数を超えている場合は、是正勧告として指摘する。 (基礎要件) 研究指導の方法、内容及びプロセス並びに学位論文審査基準等の明示・公表（修士・博士課程） ・ 入学から学位取得までの研究指導の方法、内容及びプロセスを刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・ 各研究科の学位課程ごとに、学位論文や特定の課題についての研究の成果の審査基準をそれぞれ別に定めていないときは、是正勧告として指摘する。 ・ 上記基準を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	
			(5) 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。	A	■各学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に則し、適切な審査を経て学位授与をする。【学生要覧】				

405	評価項目⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。	A	(1) 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。	A	■人材養成目的に掲げた教育目標及び卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた教育成果の到達度を高めることを目的に、アセスメント・ポリシーを策定し、学生要覧、大学公式webサイトに明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			(基礎要件) 学位授与方針に定めた学習成果の測定・学習成果の測定方法について、学位授与方針に示した学習成果との関係が不明瞭な場合は、改善課題として指摘する。	《参考》 ■卒業生調査の調査票やループリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。 ※ ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果
			(2) 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。	A	■成績、GPAによって学修成果を把握している。【学生要覧】 ■2025年度は1年次生に対して、外部アセスメントテスト（GPS-Academic）を実施した。学生の学習成果を客観的に把握するとともに、他大学との比較も行い本学の強み、弱みを把握している。				《参考》 ■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。 ※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録
			(3) 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。	A	■アセスメントテストの結果分析を行い、教職員に対して報告会を開催し活用している。				
406	評価項目⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。	A	■教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性についての検証資料を受け、グローバル教養学部としては、2026年度第3回グローバル教養学部主任等会議（2026年5月22日～29日開催）及び2026年度第3回グローバル教養学部教授会（2026年6月3日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準4）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。	A	■特に英語科目においてはブレイスメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。【英語教育運営委員会資料】				
			(3) 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。	A	■外部評価委員会を設置し、内部質保証の適切性・有効性を客観的に担保し、教育研究水準向上とその活性化を図っている。				
			(4) 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。	A	■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】				

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
501	評価項目① 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公平、公正に実施していること。	A	(1) 学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。 (2) 学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。 (3) 学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学選抜を公平、公正に実施しているか。 (4) 入学選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。 (5) すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。	A 学生募集要項に、学位課程ごとの入学者受入れの方針を掲載している。 A 入学者受入れの方針では、各学科及び各専攻において求める知識・経験を明記し、学生募集要項において選抜方法を詳しく明記している。 A 学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、入試MM委員会・大学入試委員会・各学部教授会・各研究科委員会・大学評議会・大学院委員会の議を経て本学公式サイト及び学生募集要項にて公表されている。入学者選抜は、学内諸規程及び関連委員会での審議に基づいて、上記の運営体制にて公正に実施している。 A 本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。 A 受験情報は主に公式サイトに学生募集要項を掲載する形で行っているが、加えてわかりやすい平易に表現した「入試ガイド」の発行や、オープンキャンパスでの入試説明会・相談対応など、様々な手法を使い志願者に情報を提供している。				(基礎要件) 学生の受け入れ方針の公表・学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 入学後に専攻する分野を選択する場合も想定されることから、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていなくてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。 注 専門職学科を置く場合、当該学科と、それ以外のものとは「異なる学位課程」として取り扱う。 ※ 区分制をとる専門職大学にあっては、後期受け入れに係る学生の受け入れ方針を別に設定する必要はないが、これに準じた内容のものは何らかの形で明文化する必要がある。 ・学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 区分制をとる専門職大学における後期受け入れの方針類についても、同様に扱う。 ■入学試験要項※ (一般入試・共通テスト利用入試、秋・特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試) ■入学選抜に係る規程 ・大学入試委員会規程 ・入試MM委員会規程 ・グローバル教養学部入試委員会規程	

502	評価項目② 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。	A	(1) 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。	B	学部及び研究科ともに入学定員及び収容定員未充足となっているため、是正に向けての取り組みが必要である。ただし、2025年度に実施した学部入試では、前年度を大幅に上回る入学者を確認とでき、入学定員充足に近づいている点で状況は改善傾向にある。			(基礎要件) 定員管理 (基本情報一覧と対応無し) [学士課程] ・ 学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 ・ 学士課程全体の収容定員充足率が【表1】(定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用)の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 【表1】 定員超過： ・ 1.25以上・・・改善課題 ・ 1.30以上・・・是正勧告 定員未充足 ・ 0.90未満・・・改善課題 ・ 0.80未満・・・是正勧告 [修士・博士・専門職学位課程] ・ 研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 【表3】 定員超過： ・ 2.00以上・・・改善課題 定員未充足： ・ 修士課程 0.50未満・・・改善課題 ・ 博士課程 0.33未満・・・改善課題	《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・ 自己点検・評価シート
503	評価項目③ 学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	学生の受け入れの適切性について、2026年度第1回入試MM委員会(2026年4月15日開催)において、前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。 また、学生募集に関する状況を週に1回、学長、副学長、学部長、入試部長での情報交換を行う機会を設け、新しい取り組みへの調整を迅速に行える体制としている。				《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・ 自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	点検・評価にて浮き彫りになった課題に対しては、次年度の入試制度や学生募集に活かすよう、大学入試委員会や入試MM委員会にて検討を行い、次年度の取り組みを検討している。				

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
601	評価項目① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十分に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。	A	(1) 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。 ※具体的な例 ・教員が担う責任の明確性。 ・法令で必要とされる数の充足。 ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。	A	【2026年5月1日現在】 国際社会学科は、専任教員数17名、うち教授数14名であり、基準数（専任教員数13名、うち教授数7名）を満たしている。 心理コミュニケーション学科は、専任教員数18名、うち教授数9名であり、基準数（専任教員数9名、うち教授数5名）を満たしている。 文化表現学科は、専任教員数22名、うち教授数11名であり、基準数（専任教員数9名、うち教授数5名）を満たしている。			(基礎要件) 設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足 ・専任教員・基幹教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表4、表5） ・大学基礎データ（表4）「主要事業科目の担当状況（学士課程）」 ・大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」 《参考》 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。 ※
			(2) クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。	B	本学では、現在のところクロスアポイントメント制度による教員の任用実績はない。しかし、教育研究活動の活性化のため、実務家教員の積極的な採用を行っている。これらの外部人材の任用に際しては、辞令交付や契約において担当科目や業務範囲を定め、教育運営が組織的かつ適切に行われる体制を整えている。				
			(3) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。	A					
			(4) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。	A	ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントについては、「ティーチング・アシスタントに関する内規」及び「スチューデント・アシスタントに関する内規」において定め、さらに「スチューデント・アシスタント／ティーチングアシスタント制度の実施に関するガイドライン」にて運用している。また、科目担当教員が事前に指導をしている。				

602	評価項目② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。	A	(1) 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。	A	グローバル教養学部に所属する教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続については、「大学専任教員任用規程」に基づき定めた「グローバル教養学部専任教員の任用に関する内規」「大学任期付専任教員任用規程」を整備し規定している。				■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・グローバル教養学部専任教員の任用に関する内規 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
			(2) 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。	A	教員採用計画に基づき、定年退職を見据えた計画的な若手採用を行い、年齢構成の平準化を図っている。 また、教員の男女比の適切なバランスが保たれるよう配慮している。 男女比は以下のとおり（男性：女性） 国際社会学科 10:7 心理コミュニケーション学科 10:8 文化表現学科 13:9 外国籍の教員は以下のとおり 国際社会学科 2名 心理コミュニケーション学科 0名 文化表現学科 3名				
603	評価項目③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。	A	(1) 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	A	グローバル教養学部では、学部FD委員会を設置するとともに、学部でのFD活動を行ってきた。 2025年度は、以下のとおりFD勉強会を実施した。 ・国際社会学科（国際交流学科共催）初年次の「導入ゼミ」について（2025年10月1日開催） ・心理コミュニケーション学科「学科の学び」について考える（2025年12月3日開催） ・文化表現学科（英語英米文学科共催）学生のメンタルヘルスケアについて（2026年2月10日開催） 次年度も活発なFD活動を実施できるよう検討したい。			(基礎要件) ファカルティ・ディベロップメント等の実施（基本情報一覧と対応無し） ・研修会、相互授業参観など教育改善を図る組織的な取り組みがなされていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。 ・研究活動や社会貢献等の諸活動について個々の教員が活動しやすい制度・措置を講じるなど、教育以外の諸活動において教員が経験を深め、その資質向上を図れるように取り組んでいない場合は、改善課題として指摘する。	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料※ ・FD委員会規程 ・グローバル教養学部FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・FD講演会・勉強会一覧
			(2) 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	A	専門ゼミ等の授業を通した社会連携を拡大し、研究活動ならびに学習の効果を高めるために、学部として支援を行っている。				
			(3) 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。	A	授業アンケートなど、各種アンケート結果を各教員が確認し、次年度の授業にどのように活かしていくか報告する「改善報告書」を課し、授業の質の向上に努めている。	* 修正しました。授業アンケートを業績評価や人事に使わないという前提があります。			
			(4) 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。	A	ティーチング・アシスタント、ステューデント・アシスタントに対しては、担当事務ならびに科目担当教員が事前に指導している。	* 担当事務を加えました。総務課と教務課です		(基礎要件) 指導補助者に対する研修の実施（基本情報一覧と対応無し） ・指導補助者（教員を除く。）に対する研修が行われていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。	

604	評価項目④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	教員組織に関わる事項について、2026年度第3回グローバル教養学部主任等会議（2026年5月21日開催）及び2026年度第3回グローバル教養学部教授会（2026年6月3日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。					《参考》 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。 ※ ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A						

2025年度自己点検・評価シート
(文学部)

基準1(文学部)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
101	評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。	A	(1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。	A	文学部では、教育研究目的（人材養成目的）を「人文科学の領域に関する高度の教育研究を行い、多様化する社会で他者と共生し、主体的に表現できる豊かな素養を身に付けた人材を養成する。」と定め、大学学則第2条の2（1）に明示している。 また、文学部の教育研究目的に基づき、英語英米文学科、日本語日本文学科、コミュニケーション学科における人材養成目的も定めている。			（基礎要件）大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 （基礎要件）学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を学則等に規定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的は、3つの方針に上位するものである。したがって、修士課程・博士課程・専門職学位課程それぞれ別個に定める方針との関係が明確でないなどの場合は、再検討を求める旨を概評に記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
			(2) 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。	A	文学部の教育研究目的（人材養成目的）及び各学科の人材養成目的は『学生要覧』に掲載し、学生、教職員に周知している。 大学公式サイトにも、文学部の教育研究目的（人材養成目的）及び各学科の人材養成目的を掲載し、社会への周知を図っている。 受験生に対しては、『大学案内』に掲載するとともに、オープンキャンパス等で重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。 【大学公式サイト】 https://www.ferris.ac.jp/academics/purpose/				
102	評価項目② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。	A	(1) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、文学部・人文科学研究科の事業を策定し、各学科、研究科の将来計画を実現するための教学改革プロジェクトに取り組んだ。				■中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2025年度版） ・大学公式サイト
			(2) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。	A					

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし て、学部・研究科、附置研究 所、センターその他の組織の 設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、ま た、学問の動向や社会的要請等に配慮 したうえで、教育研究組織（学部・研 究科や附置研究所、センター等）を構 成しているか。	A	文学部は、本学の目的及び使命に基づ き、「人文科学の領域に関する高度の 教育研究を行い、多様化する社会で他 者と共生し、主体的に表現できる豊か な素養を身に付けた人材を養成する」 ことを教育研究目的（人材養成目的） として定め、これを実現するため、英 語英米文学科、日本語日本文学科、コ ミュニケーション学科の3学科を設置し ている。				■附置研究所、センターその他の組織 等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規 程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性につい て定期的に点検・評価し、そ の結果を活用して改善・向上 に向けて取り組んでいるこ と。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期 的に点検・評価し、当該事項における 現状や成果が上がっている取り組み及 び課題を適切に把握しているか。 (2) 点検・評価の結果を活用して、教 育研究組織に関わる事項の改善・向上 に取り組み、効果的な取り組みへとつ なげているか。	A A	教育研究組織に関わる事項について、 音楽学部では、2026年度第2回文学部主 任等会議（2026年5月27日開催）及び 2026年度第3回文学部教授会（2026年6 月3日開催）において、点検・評価項目 に従って、「2025年度自己点検・評価 シート（大学基準3）」の記載内容をも とに点検・評価を行った。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の 役割等の適切性を検証したことを示す 各種委員会、全学内部質保証推進組織 等に関する資料、改善・向上に向けて 取り組んだことが分かる資料などが考 えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評 価報告書

大学基準4 教育・学習

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
401	評価項目① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。	A <							

403	評価項目③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。 また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。	A	(1) 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。	A	■本学部のDPでは「課題発見・解決能力」と「協働力」を中核的な学習成果として掲げており、これらの達成に向けて、1年次から段階的に少人数演習を配置している。アクティブ・ラーニング型授業の導入により、学生の主体的参加を促している。効果の検証としては、毎学期の授業評価アンケートに加え、ルーブリックを用いた評価を実施しており、課題解決能力の向上が確認されている。また、結果をFD研修にフィードバックし、授業改善に継続的に取り組んでいる。【学生要覧、シラバス】				■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧
			(2) I C Tを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。	A	■一定の要件を設け、大学教務委員会にて審議し、教育効果の観点から有効であると認められた場合に遠隔授業を実施している。遠隔授業の活用により、動画や双方向ツールを用いた多様な学習形態の実現、学生の主体的な学習意欲の向上といった効果が得られている。【大学教務委員会資料】				■履修要項、シラバス※ ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 ＜修士課程、博士課程＞ ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料※ ・大学院要覧
			(3) 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。 ※ 具体的な例 ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。 ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。 ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。	A	■英語科目においては、習熟度別クラス編成としている。【学生要覧】 ■1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。【学生要覧】 ■授業内外における学生の主体的な学習を促進するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っているほか、課題に対するフィードバックの方法も明示している。【シラバス】 ■シラバスは担当部署において点検を行い、カリキュラムとの整合性を担保している。【シラバスの点検について】 ■各学期始めに各科目責任者による履修相談及びアカデミック・アドバイザーによる面談を通じ、履修や学習のための指導の機会を担保している。【履修相談、AA面談周知文書】				《参考》 ■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。※ ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果

404	評価項目④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。	A	(1) 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。	A	■成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【学生要覧、シラバス】 ■学士課程においては厳正な評価を行うことを目的としてガイドラインを定め、S・A評価の割合を50%以内としている。【学生要覧】 ■卒業要件は、学生要覧に明記している。【学生要覧】			(基礎要件) 単位制の運用 ・ 授業外を含め、学習時間が十分に確保しえない教育課程の設計であり、単位計算又は授業期間の設定に係る問題といえる場合は、事例に応じて改善課題又は是正勧告として指摘する。 例) ・ 単位の計算に関し、想定される学習時間が1単位当たり45時間を標準とする考え方に照らして適切でない場合。 ・ 想定された学習時間を確保する観点から、授業期間が適当でない場合。 ・ 履修登録単位の上限設定※1に関し、上限設定していても、その上限値が高く、学生の学習量を十分に考慮しないと判断される場合や、例外を設けており、かつ実態として上限を超えて履修している学生が過多であるなど ※2、単位制度の実質化の措置が実質上機能していないと認められる事実が判明した場合は、改善課題として指摘する(編入学生も同様)。 ※1 単位の過剰登録により、学習時間が十分に確保できない事態を防ぐための措置。《上限設定と単位数の関係》 大学設置基準では1単位当たり45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とすると記されている(第21条第2項)。例えば、2学期制をとり、15週で授業を構成する大学が年間50単位(半期25単位)を上限として設定した場合、単純に計算すれば、1週間の学習量は 45×25÷15＝75時間 1日の学習量は例えば、 75÷7日＝10.7時間、75÷5日＝15時間 に相当する量となる。 ※2 例としては下記： ・ 履修登録単位の上限を設定していても、一部の科目を対象外としている。 ・ 卒業予定年次の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている。 ・ 成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている。 その他、学内の規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・ フェリス女学院大学学則 ・ フェリス女学院大学大学院学則 ・ 学位規則 ・ 学生要覧 ・ 大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料※ ・ 学生要覧 ・ 大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料※ ・ 学生要覧 ・ 大学院要覧 《参考》 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。※ ＜修士課程、博士課程＞ ■学位論文審査基準を学生に示している資料※ ・ 大学院要覧
			(2) 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。	A	■成績評価基準は学生要覧に定めており、成績評価基準及びシラバスに定める成績評価方法に照らし、具体的に根拠に基づく確認事項がある場合には「成績評価確認願」を提出する制度を設けている。【学生要覧】				
			(3) 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。	A	■編入学生の既修得単位については、2年次編入は30単位、3年次編入は62単位を認定している。本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学での修得を課している。【大学学則、学生要覧】 ■編入学生以外の既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。【大学学則、学生要覧】 ■実践的な能力としては、技能審査の合格による単位認定を検定の種類やレベルに応じて適切に行っている。【学生要覧】				
			(4) 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。	A	■最終学年では卒業論文・卒業制作などの形で4年間の学びを総括し、学則及び学位規則に基づく卒業要件を修得したものに学位を授与している。【大学学則、学位規則】				
			(5) 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。	A	■各学科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に則し、適切な審査を経て学位授与をしている。【学生要覧】				

405	評価項目⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。	A	(1) 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。	A	■人材養成目的に掲げた教育目標及び卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた教育成果の到達度を高めることを目的に、アセスメント・ポリシーを策定し、学生要覧、大学公式webサイトに明記している。 【学生要覧、大学公式webサイト】			(基礎要件) 学位授与方針に定めた学習成果の測定 ・学習成果の測定方法について、学位授与方針に示した学習成果との関係が不明瞭な場合は、改善課題として指摘する。	《参考》 ■卒業生調査の調査票やループリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。※ ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果 《参考》 ■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録
			(2) 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。	A	■成績、GPAによって学修成果を把握している。【学生要覧】 ■2025年度は3～4年次生に対しては、外部アセスメントテスト（GPS-Academic）を実施した。学生の学習成果を客観的に把握するとともに、他大学との比較も行い本学の強み、弱みを把握している。				
			(3) 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。	A	■アセスメントテストの結果分析を行い、教職員に対して報告会を開催し活用している。				
406	評価項目⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。	A	■教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性についての検証資料を受け、文学部としては、2026年度第2回文学部主任等会議（2026年5月27日開催）及び2026年度第3回文学部教授会（2026年6月3日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準4）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。	A	■特定科目の修得状況、GPA等の学修成果を用いて3、4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。【各学科ゼミ募集資料】 ■特に英語科目においてはプレイスメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。【英語教育運営委員会資料】 ■学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。【大学FD委員会資料】				
			(3) 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。	A	■外部評価委員会を設置し、内部質保証の適切性・有効性を客観的に担保し、教育研究水準向上とその活性化を図っている。				
			(4) 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。	A	■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。 【大学FD委員会資料】				

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
501	評価項目① 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。	A	(1) 学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。	A	学生募集要項に、学位課程ごとの入学者受入れの方針を掲載している。			(基礎要件) 学生の受け入れ方針の公表 ・学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 入学後に専攻する分野を選択する場合も想定されることから、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていなくてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程注・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。 注 専門職学科を置く場合、当該学科と、それ以外のものとは「異なる学位課程」として取り扱う。 ※ 区分制をとる専門職大学にあっては、後期受け入れに係る学生の受け入れ方針を別に設定する必要はないが、これに準じた内容のものは何らかの形で明文化する必要がある。 ・学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 区分制をとる専門職大学における後期受け入れの方針類についても、同様に扱う。	■入学試験要項※ （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試） ■入学者選抜に係る規程 ・大学入試委員会規程 ・入試MM委員会規程 ・グローバル教養学部入試委員会規程
			(2) 学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。	A	入学者受入れの方針では、各学科及び各専攻において求める知識・経験を明記し、学生募集要項において選抜方法を詳しく明記している。				
			(3) 学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、入試MM委員会・大学入試委員会・各学部教授会・各研究科委員会・大学評議会・大学院委員会の議を経て本学公式サイト及び学生募集要項にて公表されている。 入学者選抜は、学内諸規程及び関連委員会での審議に基づいて、上記の運営体制にて公正に実施している。				
			(4) 入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。	A	本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。				
			(5) すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。	A	受験情報は主に公式サイトに学生募集要項を掲載する形で行っているが、加えてわかりやすいよう平易に表現した「入試ガイド」の発行や、オープンキャンパスでの入試説明会・相談対応など、様々な手法を使い志願者に情報を提供している。				

502	評価項目② 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。	A	(1) 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。	B	学部及び研究科ともに入学定員及び収容定員未充足となっているため、是正に向けての取り組みが必要である。			(基礎要件) 定員管理（基本情報一覧と対応無し） [学士課程] ・ 学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 ・ 学士課程全体の収容定員充足率が【表1】（定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用）の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 【表1】 定員超過： ・ 1.25以上・・・改善課題 ・ 1.30以上・・・是正勧告 定員未充足 ・ 0.90未満・・・改善課題 ・ 0.80未満・・・是正勧告 [修士・博士・専門職学位課程] ・ 研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 【表3】 定員超過： ・ 2.00以上・・・改善課題 定員未充足： ・ 修士課程 0.50未満・・・改善課題 ・ 博士課程 0.33未満・・・改善課題	《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・ 自己点検・評価シート
503	評価項目③ 学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	学生の受け入れの適切性について、2026年度第1回入試MM委員会（2026年4月15日開催）において、前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。 また、学生募集に関する状況を週に1回、学長、副学長、学部長、入試部長での情報交換を行う機会を設け、新しい取り組みへの調整を迅速に行える体制としている。				《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・ 自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	点検・評価にて浮き彫りになった課題に対しては、次年度の入試制度や学生募集に活かすよう、大学入試委員会や入試MM委員会にて検討を行い、次年度の取り組みを検討している。				

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
601	評価項目① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。	A	(1) 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。 ※具体的な例 ・教員が担う責任の明確性。 ・法令で必要とされる数の充足。 ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。	A	【2026年5月1日現在】 英語英米文学科は、専任教員数9名、うち教授数7名であり、基準数（専任教員数6名、うち教授数3名）を満たしている。 日本語日本文学科は、専任教員数8名、うち教授数4名であり、基準数（専任教員数6名、うち教授数3名）を満たしている。 コミュニケーション学科は、専任教員数14名、うち教授数8名であり、基準数（専任教員数6名、うち教授数3名）を満たしている。			(基礎要件) 設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足 ・専任教員・基幹教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表4、表5） ・大学基礎データ（表4）「主要事業科目の担当状況（学士課程）」 ・大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」 《参考》 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。 ※
			(2) クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。	B	本学では、現在のところクロスアポイントメント制度による教員の任用実績はない。しかし、教育研究活動の活性化のため、実務家教員の積極的な採用を行っている。これらの外部人材の任用に際しては、辞令交付や契約において担当科目や業務範囲を定め、教育運営が組織的かつ適切に行われる体制を整えている。				
			(3) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。	A					
			(4) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。	A	ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントについては、「ティーチング・アシスタントに関する内規」及び「スチューデント・アシスタントに関する内規」において定め、さらに「スチューデント・アシスタント／ティーチングアシスタント制度の実施に関するガイドライン」にて運用している。また、科目担当教員が事前に指導をしている。				

602	評価項目② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。	A	(1) 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。	A	文学部に所属する教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続については、「大学専任教員任用規程」に基づき定めた「文学部専任教員の任用に関する内規」を整備し規定している。				■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・グローバル教養学部専任教員の任用に関する内規 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
			(2) 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。	A	2025年度より学生募集を停止しているが、在学期間内の学生が在籍しており、必要なカリキュラムを維持できるよう教員数を整備している。 また、教員の男女比の適切なバランスが保たれるよう配慮している。 男女比は以下のとおり（男性：女性） 英語英米文学科 7:2 日本語日本文学科 4:4 コミュニケーション学科 8:6 外国籍の教員は以下のとおり 英語英米文学科 0名 日本語日本文学科 1名 コミュニケーション学科 0名				
603	評価項目③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。	A	(1) 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	A	文学部では、学部FD委員会を設置するとともに、各学科でのFD活動を行ってきた。 2025年度は、以下のとおりFD勉強会を実施した。 ・英語英米文学科（文化表現学科共催） 学生のメンタルヘルスケアについて（2026年2月10日開催） ・日本語日本文学科（日本語教員養成講座共催） 校外実習の現状と今後のあり方について―登録実践研修を見据えて―（2025年7月9日開催） ・コミュニケーション学科 生成AIが“学び”を変えるとき―教員×学生×AIのリアルな授業と研究実践―（2025年9月17日開催） 次年度も活発なFD活動を実施できるよう検討したい。			（基礎要件）ファカルティ・ディベロップメント等の実施（基本情報一覧と対応無し） ・研修会、相互授業参観など教育改善を図る組織的な取り組みがなされていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。 ・研究活動や社会貢献等の諸活動について個々の教員が活動しやすい制度・措置を講じるなど、教育以外の諸活動において教員が経験を深め、その資質向上を図れるように取り組んでいない場合は、改善課題として指摘する。	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料※ ・FD委員会規程 ・グローバル教養学部FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・FD講演会・勉強会一覧
			(2) 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	D					
			(3) 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。	A	授業アンケート等は回答数が少ないこともあり、業績評価には用いていないが、各種アンケート結果を各教員が確認し、次年度の授業にどのように活かしていくか報告する「改善報告書」を課し、授業の質の向上に努めている。				
			(4) 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。	A	ティーチング・アシスタント、ステューデント・アシスタントに対しては、科目担当教員が事前に指導している。				

604	評価項目④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	教員組織に関わる事項について、2026年度第2回文学部主任等会議（2026年5月27日開催）及び2026年度第3回文学部教授会（2026年6月3日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。 ※ ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A					

2025年度自己点検・評価シート
(国際交流学部)

基準1(国際交流学部)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
101	評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。	A	(1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。	A	国際交流学部では、教育研究目的（人材養成目的）を「国際交流の領域に関する高度の教育研究を行い、グローバル化の時代にふさわしい、専門分野の枠を越えた総合的知識を身に付けた人材を養成する。」と定め、大学学則第2条の2（3）に明示している。 また、国際交流学部の教育研究目的（人材養成目的）に基づき、国際交流学科の人材養成目的も定めている。			（基礎要件）大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 （基礎要件）学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を学則等に規定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的は、3つの方針に上位するものである。したがって、修士課程・博士課程・専門職学位課程それぞれ別個に定める方針との関係が明確でないなどの場合は、再検討を求める旨を概評に記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
			(2) 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。	A	国際交流学部の教育研究目的（人材養成目的）及び各学科の人材養成目的は『学生要覧』に掲載し、学生、教職員に周知している。 大学公式サイトにも、国際交流学部の教育研究目的（人材養成目的）及び国際交流学科の人材養成目的を掲載し、社会への周知を図っている。 受験生に対しては、『大学案内』に掲載し、理念・目的の理解向上に努めている。 【大学公式サイト】 https://www.ferris.ac.jp/academics/purpose/				
102	評価項目② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。	A	(1) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、国際交流学部・国際交流研究科の事業を策定し、各学科、研究科の将来計画を実現するための教学改革プロジェクトに取り組んだ。				■中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2025年度版） ・大学公式サイト
			(2) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。	A	各年度の「事業報告」及び「自己点検・評価シート」を用いて諸施策の進捗・達成状況を定期的に検証している。				

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし て、学部・研究科、附置研究 所、センターその他の組織の 設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、ま た、学問の動向や社会的要請等に配慮 したうえで、教育研究組織（学部・研 究科や附置研究所、センター等）を構 成しているか。	A	国際交流学部は、本学の目的及び使命 に基づき、「国際交流の領域に関する 高度の教育研究を行い、グローバル ゼーションの時代にふさわしい、専門 分野の枠を越えた総合的知識を身に付 けた人材を養成する」ことを教育研究 目的（人材養成目的）として定め、こ れを実現するため、国際交流学科を設 置している。				■附置研究所、センターその他の組織 等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規 程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性につい て定期的に点検・評価し、そ の結果を活用して改善・向上 に向けて取り組んでいるこ と。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期 的に点検・評価し、当該事項における 現状や成果が上がっている取り組み及 び課題を適切に把握しているか。	A	教育研究組織に関わる事項について、 国際交流学部では、2026年度第3回国際 交流学部主任等会議（2026年6月3日開 催）及び2026年度第3回国際交流学部教 授会（2026年6月3日開催）において、 点検・評価項目に従って、「2025年度 自己点検・評価シート（大学基準3）」 の記載内容をもとに点検・評価を行っ た。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の 役割等の適切性を検証したことを示す 各種委員会、全学内部質保証推進組織 等に関する資料、改善・向上に向けて 取り組んだことが分かる資料などが考 えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評 価報告書
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教 育研究組織に関わる事項の改善・向上 に取り組み、効果的な取り組みへとつ なげているか。	A	点検・評価結果をもとに、教授会及び 学部教務委員会等の各種委員会におい て、教育研究組織の適切性を維持し改 善する取り組みを行っている。				

2025年度自己点検・評価シート
(国際交流学部)

基準4(国際交流学部)

大学基準4 教育・学習

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<評定形式>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
401	評価項目① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。	A	(1) 学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。	A	■学生要覧、大学案内、大学公式webサイトに各学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明記している。【学生要覧、大学案内、大学公式webサイト】			(基礎要件) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定・公表 ・ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を原則として授与する学位ごと（分野と学位課程種）に設定していない場合は是正勧告として指摘する。 ・ 上記方針をホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科、研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、提言の対象としない。	■学位授与方針を公表しているウェブサイト ・ 大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・ 大学公式サイト 国際交流学科の人材養成目的及び三つの方針 ■履修要覧、シラバス ・ 学生要覧 ・ シラバス検索画面 ■大学案内
402	評価項目② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。	A	(1) 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 ※ 具体的な例 ・ 授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開設。 ・ 各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。 ・ 学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。 ・ 学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。	A	■カリキュラム・マップでは、主要授業科目を示すとともに、授業科目の位置づけやレベルコードが分かるように記載している。【学生要覧】 ■各科目のシラバスには、到達目標のほか、科目種別ごとの単位数に応じて、必要な教室外学修時間及び事前・事後の学習方法等を記載している。【シラバス】				■履修要項、シラバス* ・ 学生要覧 ・ 大学院要覧 ・ シラバス検索画面 《参考》 ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。* 《参考》 ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。*

2025年度自己点検・評価シート
(国際交流学部)

基準4(国際交流学部)

403	評価項目③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。 また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。	A	(1) 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。	A	■本学部のDPでは「課題発見・解決能力」と「協働力」を中核的な学習成果として掲げており、これらの達成に向けて、1年次から段階的に少人数演習を配置している。アクティブ・ラーニング型授業の導入により、学生の主体的参加を促している。効果の検証としては、毎学期の授業評価アンケートに加え、ルーブリックを用いた評価を実施しており、課題解決能力の向上が確認されている。また、結果をFD研修にフィードバックし、授業改善に継続的に取り組んでいる。【学生要覧、シラバス】				■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料 ・フェリス学院大学学則 ・フェリス学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧
			(2) ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。	A	■一定の要件を設け、大学教務委員会にて審議し、教育効果の観点から有効であると認められた場合に遠隔授業を実施している。遠隔授業の活用により、動画や双方向ツールを用いた多様な学習形態の実現、学生の主体的な学習意欲の向上といった効果が得られている。【大学教務委員会資料】				■履修要項、シラバス※ ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 <修士課程、博士課程> ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料※ ・大学院要覧
			(3) 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。 ※ 具体的な例 ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。 ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。 ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。	A	■英語科目においては、習熟度別クラス編成としている。【学生要覧】 ■1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。【学生要覧】 ■授業内外における学生の主体的な学習を促進するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学修の指示を行っているほか、課題に対するフィードバックの方法も明示している。【シラバス】 ■シラバスは担当部署において点検を行い、カリキュラムとの整合性を担保している。【シラバスの点検について】 ■各学期始めに各科目責任者による履修相談及びアカデミック・アドバイザーによる面談を通じ、履修や学習のための指導の機会を担保している。【履修相談、AA面談周知文書】				《参考》 ■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。※ ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果

2025年度自己点検・評価シート
(国際交流学部)

基準4(国際交流学部)

404	評価項目④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。	A	(1) 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。	A	■成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【学生要覧、シラバス】 ■学士課程においては厳正な評価を行うことを目的としてガイドラインを定め、S・A評価の割合を50%以内としている。【学生要覧】 ■卒業要件は、学生要覧に明記している。【学生要覧】			(基礎要件) 単位制の運用 ・授業外を含め、学習時間が十分に確保しえない教育課程の設計であり、単位計算又は授業期間の設定に係る問題といえる場合は、事例に応じて改善課題又は是正勧告として指摘する。 例) ・単位の計算に関し、想定される学習時間が1単位当たり45時間を標準とする考え方に照らして適切でない場合。 ・想定された学習時間を確保する観点から、授業期間が適当でない場合。 ・履修登録単位の上限設定※1に関し、上限設定していても、その上限値が高く、学生の学習量を十分に考慮してないと判断される場合や、例外を設けており、かつ実態として上限を超えて履修している学生が過多であるなど※2、単位制度の実質化の措置が実質上機能していないと認められる事実が判明した場合は、改善課題として指摘する(編入学生も同様)。 ※1 単位の過剰登録により、学習時間が十分に確保できない事態を防ぐための措置。《上限設定と単位数の関係》大学設置基準では1単位当たり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とすると記されている(第21条第2項)。例えば、2学期制をとり、15週で授業を構成する大学が年間50単位(半期25単位)を上限として設定した場合、単純に計算すれば、1週間の学習量は 45×25÷15=75時間 1日の学習量は例えば、75÷7日=10.7時間、75÷5日=15時間に相当する量となる。 ※2 例としては下記： ・履修登録単位の上限を設定していても、一部の科目を対象外としている。 ・卒業予定年次の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている。 ・成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている。その他、学内の規定に基づき学部長や学科学長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料※ ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料※ ・学生要覧 ・大学院要覧 《参考》 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。※
			(2) 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。	A	■成績評価基準は学生要覧に定めており、成績評価基準及びシラバスに定める成績評価方法に照らし、具体的に根拠に基づく確認事項がある場合には「成績評価確認願」を提出する制度を設けている。【学生要覧】				
			(3) 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。	A	■編入学生の既修得単位については、2年次編入は30単位、3年次編入は62単位を認定している。本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学での修得を課している。【大学学則、学生要覧】 ■編入学生以外の既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。【大学学則、学生要覧】 ■実践的な能力としては、技能審査の合格による単位認定を検討の種類やレベルに応じて適切に行っている。【学生要覧】				
			(4) 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。	A	■最終学年では卒業論文などの形で4年間の学びを総括し、学則及び学位規則に基づく卒業要件を修得したものに学位を授与している。【大学学則、学位規則】				
			(5) 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。	A	■各学科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に則し、適切な審査を経て学位授与をしている。【学生要覧】				

2025年度自己点検・評価シート
(国際交流学部)

基準4(国際交流学部)

405	評価項目⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。	A	(1) 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。	A	■人材養成目的に掲げた教育目標及び卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた教育成果の到達度を高めることを目的に、アセスメント・ポリシーを策定し、学生要覧、大学公式webサイトに明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			(基礎要件) 学位授与方針に定めた学習成果の測定 ・学習成果の測定方法について、学位授与方針に示した学習成果との関係が不明瞭な場合は、改善課題として指摘する。	<<参考>> ■卒業生調査の調査票やループブックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。 ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果
			(2) 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。	A	■成績、GPAによって学修成果を把握している。【学生要覧】 ■2025年度は3～4年次生に対しては、外部アセスメントテスト（GPS-Academic）を実施した。学生の学習成果を客観的に把握するとともに、他大学との比較も行い本学の強み、弱みを把握している。				<<参考>> ■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。 ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録
			(3) 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。	A	■アセスメントテストの結果分析を行い、教職員に対して報告会を開催し活用している。				
406	評価項目⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。	A	■教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性についての検証資料を受け、国際交流学部としては、2026年度第2回国際交流学部主任等会議（2026年6月3日開催）及び2026年度第3回国際交流学部教授会（2026年6月3日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準4）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				
			(2) 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。	A	■特定科目の修得状況、GPA等の学修成果を用いて3、4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。【各学科ゼミ募集資料】 ■特に英語科目においてはブレイスメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。【英語教育運営委員会資料】 ■学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。【大学FD委員会資料】				<<参考>> ■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。 ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート
			(3) 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。	A	■外部評価委員会を設置し、内部質保証の適切性・有効性を客観的に担保し、教育研究水準向上とその活性化を図っている。				
			(4) 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。	A	■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】				

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
501	評価項目① 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。	A	(1) 学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。	A	学生募集要項に、学位課程ごとの入学者受入れの方針を掲載している。			(基礎要件) 学生の受け入れ方針の公表 - 学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 入学後に専攻する分野を選択する場合も想定されることから、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていなくてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程注・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。 注 専門職学科を置く場合、当該学科と、それ以外のものとは「異なる学位課程」として取り扱う。 ※ 区分制をとる専門職大学にあっては、後期受け入れに係る学生の受け入れ方針を別に設定する必要はないが、これに準じた内容のものは何らかの形で明文化する必要がある。 - 学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 区分制をとる専門職大学における後期受け入れの方針類についても、同様に扱う。	■ 入学試験要項※ （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試） ■ 入学者選抜に係る規程 - 大学入試委員会規程 - 入試MM委員会規程 - グローバル教養学部入試委員会規程
			(2) 学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。	A	入学者受入れの方針では、各学科及び各専攻において求める知識・経験を明記し、学生募集要項において選抜方法を詳しく明記している。				
			(3) 学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、入試MM委員会・大学入試委員会・各学部教授会・各研究科委員会・大学評議会・大学院委員会の議を経て本学公式サイト及び学生募集要項にて公表されている。 入学者選抜は、学内諸規程及び関連委員会での審議に基づいて、上記の運営体制にて公正に実施している。				
			(4) 入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。	A	本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。				
			(5) すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。	A	受験情報は主に公式サイトに学生募集要項を掲載する形で行っているが、加えてわかりやすいよう平易に表現した「入試ガイド」の発行や、オープンキャンパスでの入試説明会・相談対応など、様々な手法を使い志願者に情報を提供している。				

502	評価項目② 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。	A	(1) 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。	B	学部及び研究科ともに入学定員及び収容定員未充足となっているため、是正に向けての取り組みが必要である。			(基礎要件) 定員管理（基本情報一覧と対応無し） [学士課程] ・ 学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 ・ 学士課程全体の収容定員充足率が【表1】（定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用）の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 【表1】 定員超過： ・ 1.25以上・・・改善課題 ・ 1.30以上・・・是正勧告 定員未充足 ・ 0.90未満・・・改善課題 ・ 0.80未満・・・是正勧告 [修士・博士・専門職学位課程] ・ 研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 【表3】 定員超過： ・ 2.00以上・・・改善課題 定員未充足： ・ 修士課程 0.50未満・・・改善課題 ・ 博士課程 0.33未満・・・改善課題	《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・ 自己点検・評価シート
503	評価項目③ 学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	学生の受け入れの適切性について、2026年度第1回入試MM委員会（2026年4月15日開催）において、前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。また、学生募集に関する状況を週に1回、学長、副学長、学部長、入試部長での情報交換を行う機会を設け、新しい取り組みへの調整を迅速に行える体制としている。				《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・ 自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	点検・評価にて浮き彫りになった課題に対しては、次年度の入試制度や学生募集に活かすよう、大学入試委員会や入試MM委員会にて検討を行い、次年度の取り組みを検討している。				

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評定形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
601	評価項目① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。	A	(1) 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。 ※具体的な例 ・教員が担う責任の明確性。 ・法令で必要とされる数の充足。 ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。	A	【2026年5月1日現在】 国際交流学科は、2025年度より学生募集を停止しているが、在学期間内の学生が在籍しており、必要なカリキュラムを維持できるよう教員数を整備している。 専任教員数22名、うち教授数16名であり、基準数（専任教員数14名、うち教授数7名）を満たしている。			(基礎要件) 設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足 ・専任教員・基幹教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表4、表5） ・大学基礎データ（表4）「主要事業科目の担当状況（学士課程）」 ・大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」 《参考》 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。 ※
			(2) クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。	B	本学では、現在のところクロスアポイントメント制度による教員の任用実績はない。しかし、教育研究活動の活性化のため、実務家教員の積極的な採用を行っている。これらの外部人材の任用に際しては、辞令交付や契約において担当科目や業務範囲を定め、教育運営が組織的かつ適切に行われる体制を整えている。				
			(3) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。	A	教職協働の理念に則り、教員・職員が対等な立場において、教育研究活動の活発化に努めている。 総務課の協力を得て、学部副手制度の改革及び研究室の効率的配置を実現したほか、同じく総務課の協力のもと、科研費取得のための活動も行った。 また、学長室等の事務部と協働して、社会につながる教育研究を活発化させた。				
			(4) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。	A	ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントについては、「ティーチング・アシスタントに関する内規」及び「スチューデント・アシスタントに関する内規」において定め、さらに「スチューデント・アシスタント／ティーチングアシスタント制度の実施に関するガイドライン」にて運用している。また、科目担当教員が事前に指導をしている。				

602	評価項目② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。	A	(1) 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。	A	国際交流学部に所属する教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続については、「大学専任教員任用規程」に基づき定めた「国際交流学部専任教員の任用に関する内規」を整備し規定している。				■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・グローバル教養学部専任教員の任用に関する内規 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
			(2) 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。	A	2025年度より学生募集を停止しているが、在学期間内の学生が在籍しており、必要なカリキュラムを維持できるよう教員数を整備している。 経済・経営学分野および観光分野において実務家出身者が教員として在籍している他、公務員やNGOなどの職を経験した教員が在籍している。 また、教員の男女比の適切なバランスが保たれるよう配慮している。 男女比は11:11で、外国籍の教員は3名。				
603	評価項目③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。	B	(1) 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	A	国際交流学部では学部FD委員会を設置するとともに、学部でのFD活動を行ってきた。 2025年度には、2025年10月1日にグローバル教養学部国際社会学科と共同で学部FD勉強会を開催し、初年次の「導入ゼミ」について確認し、教員間で意見交換を行った。			(基礎要件) ファカルティ・ディベロップメント等の実施（基本情報一覧と対応無し） ・研修会、相互授業参観など教育改善を図る組織的な取り組みがなされていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。 ・研究活動や社会貢献等の諸活動について個々の教員が活動しやすい制度・措置を講じるなど、教育以外の諸活動において教員が経験を深め、その資質向上を図れるように取り組んでいない場合は、改善課題として指摘する。	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料※ ・FD委員会規程 ・グローバル教養学部FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト　FD活動報告書 ・FD講演会・勉強会一覧
			(2) 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	D					
			(3) 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。	A	授業アンケート等は回答数が少ないこともあり、業績評価には用いていないが、各種アンケート結果を各教員が確認し、次年度の授業にどのように活かしていくか報告する「改善報告書」を課し、授業の質の向上に努めている。				
			(4) 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。	A	ティーチング・アシスタント、ステューデント・アシスタントに対しては、科目担当教員が事前に指導している。			(基礎要件) 指導補助者に対する研修の実施（基本情報一覧と対応無し） ・指導補助者（教員を除く。）に対する研修が行われていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。	

604	評価項目④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	教員組織に関わる事項について、2026年度第3回国際交流学部主任等会議（2026年6月3日開催）及び2026年度第3回国際交流学部教授会（2026年6月3日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。 ※ ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	点検・評価の結果は、教員の任用及び昇任の際に評価の対象とし、その結果を重要な資料として活用している。 例えば、研究活動、教育活動に関しては、任用及び昇任の審査について「国際交流学部専任教員の任用に関する内規」「国際交流学部教育活動業績評価ガイドライン」において審査基準を定めている。 社会活動に関しては、「専攻分野について優れた知識及び経験を有すると認められる者」として任用する場合に、教員となるにふさわしい社会における活動の実績も十分考慮する（国際交流学部専任教員の任用に関する内規」第11条）として任用基準に含めている。				

2025年度自己点検・評価シート
(音楽学部)

基準1(音楽学部)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認《評定形式》

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
101	評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。	A	(1) 大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。	A	音楽学部では、教育研究目的（人材養成目的）を「音楽の領域を中心とした高度の教育研究を行い、現代文化に対する理解を深めることにより、社会に積極的にかかわる、創造性豊かな人材を養成する。」と定め、大学学則第2条の2（2）に明示している。 また、音楽学部の教育研究目的（人材養成目的）に基づき、音楽芸術学科の人材養成目的も定めている。			(基礎要件) 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 (基礎要件) 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を学則等に規定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的は、3つの方針に上位するものである。したがって、修士課程・博士課程・専門職学位課程それぞれ別個に定める方針との関係が明確でないなどの場合は、再検討を求める旨を概評に記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■ 寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■ 学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ■ 大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■ 大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
			(2) 理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。	A	音楽学部の教育研究目的（人材養成目的）及び各学科の人材養成目的は『学生要覧』に掲載し、学生、教職員に周知している。 大学公式サイトにも、音楽学部の教育研究目的（人材養成目的）及び音楽芸術学科の人材養成目的を掲載し、社会への周知を図っている。 受験生に対しては、『大学案内』に掲載し、理念・目的の理解向上に努めている。 【大学公式サイト】 https://www.ferris.ac.jp/academics/purpose/				
102	評価項目② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。	A	(1) 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、音楽学部・音楽研究科の事業を策定し、各学科、研究科の将来計画を実現するための教学改革プロジェクトに取り組んだ。				■ 中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2025年度版） ・大学公式サイト
			(2) 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。	A					

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
301	評価項目① 大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。	A	(1) 大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。	A	音楽学部は、本学の目的及び使命に基づき、「音楽の領域を中心とした高度の教育研究を行い、現代文化に対する理解を深めることにより、社会に積極的にかかわる、創造性豊かな人材を養成する」ことを教育研究目的（人材養成目的）として定め、これを実現するため、音楽芸術学科（※2025年度より学生募集停止、グローバル教養学部へ改組統合）、演奏学科（※2019年度より学生募集停止、音楽芸術学科へ改組統合）を設置している。				■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・大学規程 ・フェリス女学院大学学則 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・キリスト教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
302	評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	教育研究組織に関わる事項について、音楽学部では、2026年度第4回音楽学部主任等会議（2026年5月27日開催）及び2026年度第4回音楽学部教授会（2026年6月3日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート ・2025年度フェリス女学院大学外部評価報告書
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A					

2025年度自己点検・評価シート
(音楽学部)

基準4(音楽学部)

大学基準4 教育・学習

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<評価形式>

評価①、②欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
401	評価項目① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。	A	(1) 学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。	A	■学生要覧、大学案内、大学公式webサイトに各学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明記している。【学生要覧、大学案内、大学公式webサイト】			(基礎要件) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定・公表 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を原則として授与する学位ごと（分野と学位課程種）に設定していない場合は是正勧告として指摘する。 ・上記方針をホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科、研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、提言の対象としない。	■学位授与方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 音楽芸術学科の人材養成目的及び三つの方針 ■履修要覧、シラバス ・学生要覧 ・シラバス検索画面 ■大学案内
402	評価項目② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。	A	(1) 学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 ※ 具体的な例 ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開設。 ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。 ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。 ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。	A	■カリキュラム・マップでは、主要授業科目を示すとともに、授業科目の位置づけやレベルコードが分かるように記載している。【学生要覧】 ■各科目のシラバスには、到達目標のほか、科目種別ごとの単位数に応じて、必要な教室外学修時間及び事前・事後の学習方法等を記載している。【シラバス】				■履修要項、シラバス [※] ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 《参考》 ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。 [※] 《参考》 ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。 [※]

2025年度自己点検・評価シート
(音楽学部)

基準4(音楽学部)

403	評価項目③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法を講じていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。	A	(1) 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。	A	■本学部のDPでは「課題発見・解決能力」と「協働力」を中核的な学習成果として掲げており、これらの達成に向けて、1年次から段階的に少人数演習を配置している。アクティブ・ラーニング型授業の導入により、学生の主体的参加を促している。効果の検証としては、毎学期の授業評価アンケートに加え、ルーブリックを用いた評価を実施しており、課題解決能力の向上が確認されている。また、結果をFD研修にフィードバックし、授業改善に継続的に取り組んでいる。【学生要覧、シラバス】			■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧
			(2) I C Tを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。	A	■一定の要件を設け、大学教務委員会にて審議し、教育効果の観点から有効であると認められた場合に遠隔授業を実施している。遠隔授業の活用により、動画や双方向ツールを用いた多様な学習形態の実現、学生の主体的な学習意欲の向上といった効果が得られている。【大学教務委員会資料】			■履修要項、シラバス※ ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 ＜修士課程、博士課程＞ ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料※ ・大学院要覧
			(3) 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。 ※ 具体的な例 ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。 ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。 ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。	A	■英語科目においては、習熟度別クラス編成としている。【学生要覧】 ■1学期の登録単位数の上限を24単位とするCAP制度を設けている。【学生要覧】 ■授業内外における学生の主体的な学習を促進するため、シラバスにおいて参考資料の提示、授業外学習の指示を行っているほか、課題に対するフィードバックの方法も明示している。【シラバス】 ■シラバスは担当部署において点検を行い、カリキュラムとの整合性を担保している。【シラバスの点検について】 ■各学期始めに各科目責任者による履修相談及びアカデミック・アドバイザーによる面談を通じ、履修や学習のための指導の機会を担保している。【履修相談、AA面談周知文書】			《参考》 ■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。※ ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果

2025年度自己点検・評価シート
(音楽学部)

基準4(音楽学部)

404	評価項目④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。	A	(1) 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。	A	■成績評価基準は学生要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【学生要覧、シラバス】 ■学士課程においては厳正な評価を行うことを目的としてガイドラインを定め、S・A評価の割合を50%以内としている。【学生要覧】 ■卒業要件は、学生要覧に明記している。【学生要覧】			(基礎要件) 単位制の運用 ・ 授業外を含め、学習時間が十分に確保しえない教育課程の設計であり、単位計算又は授業期間の設定に係る問題といえる場合は、事例に応じて改善課題又は是正勧告として指摘する。 例) ・ 単位の計算に関し、想定される学習時間が1単位当たり45時間を標準とする考え方に照らして適切でない場合。 ・ 想定された学習時間を確保する観点から、授業期間が適当でない場合。 ・ 履修登録単位の上限設定※1に関し、上限設定していても、その上限値が高く、学生の学習量を十分に考慮してないと判断される場合や、例外を設けており、かつ実態として上限を超えて履修している学生が過多であるなど※2、単位制度の実質化の措置が実質上機能していないと認められる事実が判明した場合は、改善課題として指摘する(編入学生も同様)。 ※1 単位の過剰登録により、学習時間が十分に確保できない事態を防ぐための措置。 《上限設定と単位数の関係》 大学設置基準では1単位当たり45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とすると記されている(第21条第2項)。例えば、2学期制をとり、15週で授業を構成する大学が年間50単位(半期25単位)を上限として設定した場合は、単純に計算すれば、1週間の学習量は 45×25÷15＝75時間 1日の学習量は例えば、 75÷7日＝10.7時間、75÷5日＝15時間 に相当する量となる。 ※2 例としては下記 ・ 履修登録単位の上限を設定していても、一部の科目を対象外としている。 ・ 卒業予定年次の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている。 ・ 成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている。その他、学内の規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 [※] ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 [※] ・学生要覧 ・大学院要覧 《参考》 ・成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。 [※] ＜修士課程、博士課程＞ ■学位論文審査基準を学生に示している資料 [※] ・大学院要覧
			(2) 成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。	A	■成績評価基準は学生要覧に定めており、成績評価基準及びシラバスに定める成績評価方法に照らし、具体的に根拠に基づく確認事項がある場合には「成績評価確認願」を提出する制度を設けている。【学生要覧】				
			(3) 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。	A	■編入学生の既修得単位については、2年次編入は30単位、3年次編入は62単位を認定している。本学の建学の精神を具現化したキリスト教科目区分としては認定せず、本学での修得を課している。【大学学則、学生要覧】 ■編入学生以外の既修得単位については、自由選択科目区分として、他の単位認定と合わせて60単位までを認定可としている。【大学学則、学生要覧】 ■実践的な能力としては、技能審査の合格による単位認定を検定の種類やレベルに応じて適切に行っている。【学生要覧】				
			(4) 学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。	A	■最終学年では卒業プロジェクトなどの形で4年間の学びを総括し、学則及び学位規則に基づく卒業要件を修得したものに学位を授与している。【大学学則、学位規則】				
			(5) 学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。	A	■各学科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に則し、適切な審査を経て学位授与をしている。【学生要覧】				

2025年度自己点検・評価シート
(音楽学部)

基準4(音楽学部)

405	評価項目⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。	A	(1) 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。	A	■人材養成目的に掲げた教育目標及び卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に定めた教育成果の到達度を高めることを目的に、アセスメント・ポリシーを策定し、学生要覧、大学公式webサイトに明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			(基礎要件) 学位授与方針に定めた学習成果の測定 ・学習成果の測定方法について、学位授与方針に示した学習成果との関係が不明瞭な場合は、改善課題として指摘する。	《参考》 ■卒業生調査の調査票やループリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。 ※ ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果
			(2) 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。	A	■成績、GPAによって学修成果を把握している。【学生要覧】 ■2025年度は3～4年次生に対しては、外部アセスメントテスト(GPS-Academic)を実施した。学生の学習成果を客観的に把握するとともに、他大学との比較も行い本学の強み、弱みを把握している。				《参考》 ■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。 ※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録
			(3) 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。	A	■アセスメントテストの結果分析を行い、教職員に対して報告会を開催し活用している。				
406	評価項目⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。	A	■教育課程の適切性及びその内容、方法の適切性についての検証資料を受け、音楽学部としては、2026年度第2回音楽学部主任等会議(2026年5月27日開催)及び2026年度第3回音楽学部教授会(2026年6月3日開催)において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート(大学基準4)」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。※ ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。	A	■特定科目の修得状況、GPA等の学修成果を用いて3、4年次必修ゼミ科目クラス選抜に活用している。【各学科ゼミ募集資料】 ■特に英語科目においてはブレイスメント・テストの結果によりレベル別のクラス分けをおこなっている。【英語教育運営委員会資料】 ■学修行動調査の結果を各科目所管部署でのカリキュラム改革の検討材料として利用している。【大学FD委員会資料】				
			(3) 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。	A	■外部評価委員会を設置し、内部質保証の適切性・有効性を客観的に担保し、教育研究水準向上とその活性化を図っている。				
			(4) 自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。	A	■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】				

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目No.	①評価項目	評価①	②評価の視点	評価②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
501	評価項目① 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。	A	(1) 学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。	A	学生募集要項に、学位課程ごとの入学者受入れの方針を掲載している。			(基礎要件) 学生の受け入れ方針の公表 - 学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 入学後に専攻する分野を選択する場合も想定されることから、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていなくてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程注・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。 注 専門職学科を置く場合、当該学科と、それ以外のものとは「異なる学位課程」として取り扱う。 ※ 区分制をとる専門職大学にあっては、後期受け入れに係る学生の受け入れ方針を別に設定する必要はないが、これに準じた内容のものは何らかの形で明文化する必要がある。 - 学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ※ 区分制をとる専門職大学における後期受け入れの方針類についても、同様に扱う。	■ 入学試験要項※ （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試） ■ 入学者選抜に係る規程 - 大学入試委員会規程 - 入試MM委員会規程 - グローバル教養学部入試委員会規程
			(2) 学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。	A	入学者受入れの方針では、各学科及び各専攻において求める知識・経験を明記し、学生募集要項において選抜方法を詳しく明記している。				
			(3) 学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、入試MM委員会・大学入試委員会・各学部教授会・各研究科委員会・大学評議会・大学院委員会の議を経て本学公式サイト及び学生募集要項にて公表されている。 入学者選抜は、学内諸規程及び関連委員会での審議に基づいて、上記の運営体制にて公正に実施している。				
			(4) 入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。	A	本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。				
			(5) すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。	A	受験情報は主に公式サイトに学生募集要項を掲載する形で行っているが、加えてわかりやすいよう平易に表現した「入試ガイド」の発行や、オープンキャンパスでの入試説明会・相談対応など、様々な手法を使い志願者に情報を提供している。				

502	評価項目② 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。	A	(1) 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学人数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。	B	学部及び研究科ともに入学定員及び収容定員未充足となっているため、是正に向けての取り組みが必要である。			(基礎要件) 定員管理 (基本情報一覧と対応無し) [学士課程] - 学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 - 学士課程全体の収容定員充足率が【表1】(定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用)の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 【表1】 定員超過： 1.25以上・・・改善課題 1.30以上・・・是正勧告 定員未充足 0.90未満・・・改善課題 0.80未満・・・是正勧告 [修士・博士・専門職学位課程] - 研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 【表3】 定員超過： 2.00以上・・・改善課題 定員未充足： - 修士課程 0.50未満・・・改善課題 - 博士課程 0.33未満・・・改善課題	《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・自己点検・評価シート
503	評価項目③ 学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	学生の受け入れの適切性について、2026年度第1回入試MM委員会(2026年4月15日開催)において、前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。また、学生募集に関する状況を週に1回、学長、副学長、学部長、入試部長での情報交換を行う機会を設け、新しい取り組みへの調整を迅速に行える体制としている。				
			(2) 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	A	点検・評価にて浮き彫りになった課題に対しては、次年度の入試制度や学生募集に活かすよう、大学入試委員会や入試MM委員会にて検討を行い、次年度の取り組みを検討している。				《参考》 ■入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。※ ・自己点検・評価シート

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認<<評価形式>>

評価①、②欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 No.	①評価項目	評価 ①	②評価の視点	評価 ②	③現状分析	④分析を踏まえた長所と問題点	⑤改善・発展方策	基礎要件に係る評価の指針	根拠資料
601	評価項目① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十分に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。	A	(1) 大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。 ※具体的な例 ・教員が担う責任の明確性。 ・法令で必要とされる数の充足。 ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。	C	【2026年5月1日現在】 音楽芸術学科は、2025年度より学生募集を停止しているが、在学期間内の学生が在籍しており、必要なカリキュラムを維持できるよう教員数を整備している。専任教員数8名、うち教授数3名であり、基準数（専任教員数10名、うち教授数5名）を満たしていない。 演奏学科は2019年度より学生募集を停止しているが、在学期間内の学生が在籍しており、必要なカリキュラムを維持できるよう教員数を整備している。専任教員数1名、うち教授数1名。なお、演奏学科の教員全員は、音楽芸術学科との兼任である。			(基礎要件) 設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足 ・専任教員・基幹教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表4、表5） ・大学基礎データ（表4）「主要事業科目の担当状況（学士課程）」 ・大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」 《参考》 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。 ※
			(2) クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。	A	本学では、現在のところクロスアポイントメント制度による教員の任用実績はない。しかし、教育研究活動の活性化のため、実務家教員の積極的な採用を行っている。これらの外部人材の任用に際しては、辞令交付や契約において担当科目や業務範囲を定め、教育運営が組織的かつ適切に行われる体制を整えている。				
			(3) 教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。	A					
			(4) 授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。		(指導補助者（TA）を採用していないため記載不要。)				
602	評価項目② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。	A	(1) 教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。	A	音楽学部 に所属する教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続については、「大学専任教員任用規程」に基づき定めた「音楽学部専任教員の任用に関する内規」「大学任期付専任教員任用規程」を整備し規定している。				■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程※ ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・グローバル教養学部専任教員の任用に関する内規 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
			(2) 年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。	A	音楽芸術学科は、男女比や国際性について配慮し、2026年度4月に専任教員2名（内1名は外国籍）を採用した。 男女比は次のとおり（男性：女性）6：2（内1名は外国籍）				

603	評価項目③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。	A	(1) 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	B	3月6日から3月9日にかけて「脳科学の視点から考える、大学で音楽を学ぶことの意義」と題された動画（「音楽と脳科学」担当の非常勤教員作成によるオンデマンド動画）を教員が視聴し、3月9日の音楽芸術学科会にて意見交換を行った。	動画からの学びは多く、活発な意見交換はなされたが、学期末の慌ただしい時期に行われ、また情報量の多い動画であったため、十分に内容を咀嚼・吸収できなかったについては不安も残った。	より計画的なFD研修会の実施が望まれる。また来年度の活動については、新学科が基本的にFDの主体となるので、著作権に関する課題を扱うことや文化表現学科との連動を検討することとした。	(基礎要件) ファカルティ・ディベロップメント等の実施（基本情報一覧と対応無し） ・研修会、相互授業参観など教育改善を図る組織的な取り組みがなされていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。 ・研究活動や社会貢献等の諸活動について個々の教員が活動しやすい制度・措置を講じるなど、教育以外の諸活動において教員が経験を深め、その資質向上を図れるように取り組んでいない場合は、改善課題として指摘する。	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料※ ・FD委員会規程 ・グローバル教養学部FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・FD講演会・勉強会一覧
			(2) 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。	A	全学的な取り組みとして外部資金獲得のインセンティブがあり、これを音楽学部としても受け入れている。また演奏活動を効果的に運営するために演奏委員会を設けており、2025年度は学外の一一般の入場者も多かった。				
			(3) 大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。	A	授業アンケート等は回答数が少ないこともあり、業績評価には用いていないが、各種アンケート結果を各教員が確認し、次年度の授業にどのように活かしていくか報告する「改善報告書」を課し、授業の質の向上に努めている。				
			(4) 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。		(指導補助者(TA)を採用していないため記載不要。)			(基礎要件) 指導補助者に対する研修の実施（基本情報一覧と対応無し） ・指導補助者（教員を除く。）に対する研修が行われていない場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題として指摘する。	
604	評価項目④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	A	(1) 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	A	教員組織に関わる事項について、2026年度第4回音楽学部主任等会議（2026年5月27日開催）及び2026年度第4回音楽学部教授会（2026年6月3日開催）において、点検・評価項目に従って、「2025年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。				《参考》 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。※ ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。	A					